

別紙

## 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業

### 公募要領

平成24年8月

(消防庁委託事業) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査研究事業  
(事業主体) みずほ情報総研株式会社

## 目 次

|                         | ページ  |
|-------------------------|------|
| 1. 事業目的及び概要 . . . . .   | P. 1 |
| 2. 応募資格 . . . . .       | P. 2 |
| 3. 事業内容 . . . . .       | P. 3 |
| 4. 事業実施期間 . . . . .     | P. 5 |
| 5. 事業費 . . . . .        | P. 5 |
| 6. 事業実施経過及び結果 . . . . . | P. 6 |
| 7. 選定手続きの流れ . . . . .   | P. 6 |
| 8. 応募の方法 . . . . .      | P. 7 |
| 9. その他 . . . . .        | P. 9 |

## 1 事業の目的及び概要

現行の消防法では音による火災警報装置が義務付けられていますが、音以外の方法による火災警報についてはこれまで検討が進められているものの、導入・普及についてはほとんど進んでいない状況です。

一方、近年、高齢者の増加や障がい者の社会参加が進展しており、平成22年度に消防庁に設置した「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」においては、「聴覚障がい者に対応した火災警報装置等の法令基準の整備や聴覚障がい者のニーズが高い公共施設等へ優先的に普及促進すべき」との提言が示され、平成23年度に開催された「火災予防行政のあり方に関する検討会」においても光による火災警報装置（以下、「光警報装置」という）に係る法令基準の整備について引き続き検討されてきたところです。

また、海外においては、既に光警報装置等の、音以外の方法による火災警報装置が義務付けられている他、現在、国際標準化機構（以下、「ISO」という）においても光警報装置の国際規格の策定が審議されている状況となっています。

これらを受けて、今年度消防庁においては、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」（以下「検討部会」という）を開催し、音以外の火災警報装置に係る法令基準の整備を図るとともに、円滑な導入・普及を図るためモデル事業を実施することとなりました。

光警報装置を設置するモデル施設については、消防用設備等のユニバーサルデザインの推進に資する防火対象物として、大きく社会に貢献することとなります。

なお、本事業は、消防庁より委託を受け、みずほ情報総研株式会社が事務局として実施することとされています。

## 2 応募資格

本事業の応募者は、(1)～(3)の要件を満たしている者としてします。

### (1) 応募者の要件

次のいずれかに該当する者としてします。ただし、(2)に掲げる要件に該当する者は除きます。

ア 民間企業

イ 民間法人、特定非営利活動法人(NPO)

ウ 地方公共団体

エ その他、上記に準じる団体等であって本事業を円滑に遂行することが認められる者

### (2) 非該当要件

次のいずれにも該当しないこととしてします。

ア 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所

エ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所

オ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所

カ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所

キ 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所

ク アからキまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(3) 本事業を円滑に実施するための要件

次のア～オを全て満たしていることとします。

- ア 日本国内において、後述の事業内容に示す検証を実施することが可能な建物（建物全体もしくは部分）を所有若しくは管理していること
- イ アの建物（又は部分）に、消防法令により義務付けられた自動火災報知設備が技術上の基準に従い設置及び維持されていること
- ウ 検証を実施する建物が法令若しくはそれらに基づく命令又はその他条例等に違反していないこと（不備が生じた場合は速やかに是正すること）
- エ 光警報装置の設置及び維持管理に当たり、内部の協力体制が確立していること
- オ 光警報装置の効果検証訓練を組織的に実施できる体制が確立していること

### 3 事業内容

決定したモデル施設は、事務局及び別途消防庁が指定する設置事業者と調整の上、光警報装置の設置計画及び見積りを作成し、光警報装置を設置して頂きます。

その後、検証訓練（消防法施行令第4条に基づき、モデル施設において作成している消防計画による避難訓練を検証期間中に1回以上実施し、その中で光警報装置を使用して頂きます。）及び維持管理を実施し、その結果（設置・維持管理上の問題点等についての意見・所感等）を事務局に報告するものとします（様式等は別途指定します。）。

なお、設置時には必ず建物関係者の方に事業実施中の旨を説明して頂くようお願い致します。

#### (1) 事業対象

消防法令により義務付けられた自動火災報知設備が、技術上の基準に従い設置されている建物を対象とします。

- ・ 建物の全体もしくは棟、階、管理区分、エリア等一部分でも応募可能とします。
- ・ 用途、規模、構造問わず応募可能です。

#### (2) 実施手順

選定されたモデル施設のご担当者については、検討部会が作成した光警報装置の基準案についての説明を受けて頂くとともに、検証訓練の実施や対外的な情報発信にあたっては、あらかじめ事務局と相談していただきます。モデル事業開始後、検証の為、必要に応じて事務局もしくは消防庁職

員によるヒアリング等を実施致します。

事業実施結果については、検討部会等にて共有させていただく予定です。

### (3) 実施に当たって必要となる負担

- ・ 応募書類等の作成
  - ※ 光警報装置の設置にあたっては、設置事業者が消防本部に消防用設備等に関する資料提出を行う予定としております。
- ・ 見積、設計、施工へのご協力
  - ※ 決定したモデル施設においては、別途消防庁が設置事業者と契約し、光警報装置を設置して頂きますが、その際、見積を作成するための現地調査、設計及び施工並びに検証訓練の実施等に関してご協力頂きます。
- ・ 光警報装置の作動に係る電気料金等の事業費対象外経費 ※後述
- ・ 光警報装置の施工時等の営業等の一時的な制限
  - ※ 具体的な期間については、設計にあたり、設置事業者が現場確認する際に調整頂くこととなります。
- ・ 光警報装置を使用した避難訓練の実施（通常の消防訓練と同時実施可）及びそれに伴うアンケート調査等へのご協力
  - ※ 訓練の実施にあたり、事務局が募集した聴覚障がい者の方の参加をお願いする場合があります（調整は事務局が行います。）。
  - ※ 訓練の届出等を行って頂きますが、訓練記録の作成、アンケート調査のとりまとめ等については事務局が行います。
- ・ 設置後の維持管理
  - 本事業で設置する機器は、消防法に基づく消防用設備等の点検の対象ではありませんが、事業の期間内に、光警報装置の機能確認（①正常に点滅しているか②同一空間内の光警報装置の点滅が同期しているか）及び自動火災報知設備との連動確認などの点検に係る検証を実施する予定です。その際、必要に応じて、モデル施設の関係者の方に立ち会い等頂くことがあります。
  - また、間仕切り変更など視認状態の変化により移設が必要になる場合があります。
- ・ その他
  - モデル施設の条件によっては別途負担が生じる可能性があります。

### (4) 光警報装置の設置場所

- ・ 必ず設置する場所
  - 建物内の来客等が利用する部分（ホール、売場、廊下、通路、便所、浴

室等)

- ・ 応募者の希望する場合に設置する場所  
上記以外の部分（ホテル等の個室部分、事務室、バックヤード等）

#### 4 事業実施期間

平成25年3月中旬までを予定しておりますが、個々の施設におけるスケジュールは決定したモデル施設毎に、事務局と調整の上決定します。施設のご都合によっては年度を繰り越すことも可能です。

- ・ モデル施設の採択審査及び決定 : 平成24年10月上旬頃
- ・ 光警報装置の設計、設置 : 施設ごとに調整の上、順次実施
- ・ モデル施設における効果検証等 : 設置ができ次第、順次実施
- ・ とりまとめ : 平成25年3月中旬頃までを目途  
(上記調整により、平成26年3月まで延長することがあります。)

#### 5 事業費

事業費（消防庁が負担する費用）は、モデル施設が光警報装置の効果検証事業を実施する費用として、事業実施費用（建物の規模・構造・用途等を踏まえ、応募者と調整した上で決定します。）を消防庁が負担します。

事業費に関しては、モデル施設の決定後、モデル施設と調整の上、別途消防庁が設置事業者を決定し、消防庁と設置事業者の間で契約を行います。選定されたモデル施設は、決定した設置事業者が工事を行うことを承諾頂きます。

なお、前記3のとおり、光警報装置の維持に係る電気料金、設置工事に伴う営業の制限等から発生する収益減の補填及び撤去を希望する場合の撤去費用等については事業費の対象外とします。

| 事業費対象外項目   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 光警報装置の維持に係る電気料金</li><li>・ 設置工事に伴う営業の制限等から発生する収益減の補填及び撤去を希望する場合の撤去費用</li><li>・ 従来から設置されている消防用設備等の維持管理・改修等に係る費用</li><li>・ 採択日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（例：応募要件に適合するために違反事項を改修した場合等）</li><li>・ モデル施設の人件費</li><li>・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費</li><li>・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用</li></ul> |

及び訴訟等のための弁護士費用

- ・ 振込手数料
- ・ 公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- ・ 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・ 共同申請者間の機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタなど）の購入費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 6 事業実施経過及び結果

### (1) 事業実施経過及び結果の公開

選定されたモデル施設の事業実施経過及び結果は、個人情報を除きインターネット等により広く公開することを前提にします。

### (2) 事務局への報告

- ・ 光警報装置の設置及び維持管理に当たり、上記4の事業実施期間中に奏功／不奏功事例、不具合等が生じた場合には事務局まで報告していただきます。様式は採択後、別途指定致します。
- ・ 平成25年12月中旬頃に中間アンケート、平成25年2月下旬に最終アンケート（時期については、施設によってずれ込む場合があります。）を提出していただきます。これらのアンケート仕様については、採択後、別途指定致します。

※ 契約期間内にモデル施設が法令又はこれに基づく命令若しくは条例に違反し、何らかの行政処分を受けるようなことがあった場合は、個別に事業を中止する場合があります。

※ 事務局に直接の責任を帰さない遅延要因により、決定した期間内に本事業を完了することが不可能である場合には、その理由について報告を行っていただくことがあります。

## 7 選定手続きの流れ

### (1) 公募説明会の開催

本事業の公募説明会を下記のとおり開催し、本事業の公募内容と審査対象となり得る建物を事務局から具体的に説明させていただくとともに、応募を検討されている方々から質問を受け付け、体系的に回答させていただ



く予定にしております（参加は任意であり、応募の条件ではありません。）。

※ 公募説明会の日時及び場所については別途ホームページ上に掲載します。

## (2) 応募書類の提出

- ・ 指定の様式に従って応募書類を提出していただきます（必要事項をご記入いただけない場合は、書類を受理できない場合があります。）。
- ・ ご提出いただいた応募書類に基づいて、有識者によって構成される「選定会議」により選考が行われます（平成24年9月上旬を予定）。書面についての選考を基本としていますが、事務局が必要と判断した場合は、選定に先立って、応募団体へのヒアリングもしくは関係資料の提出等をお願いする場合があります。

※ 選定に当たっては、応募資格審査及び選定会議を経て、総合的に評価します。

### 【個人情報の取扱い】

当モデル事業への応募書類の情報は、当社、消防庁、建物の所在地管轄消防本部、及び検討部会の専門家メンバー等が、当モデル事業への応募の審査の目的に限り利用します。

また、個人情報は本件に係る「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い適切に取り扱います。個人情報の取扱いについてのお問い合わせは、事務局の問い合わせ先までご連絡ください。

## (3) 選定結果の通知

- ・ 選定結果については、応募団体宛て（応募書類に記載の電子メール、電子メールが無い場合は封書）に通知します（平成24年10月中旬を予定）。あわせて、選定施設の団体名及び施設名を消防庁から公表します。
- ・ なお、選定／不選定の理由等についてのお問い合わせには応じられません。

## 8 応募の方法

### (1) 応募書類の様式について

応募書類の作成に当たっては、必ず以下の申請書様式等（電子ファイル）をダウンロードして作成するようお願いします。

提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）

なお、応募書類にご記入頂く内容及び添付資料は概ね下記のとおりで

す。

ア 応募事業者に関する事項

- (ア) 応募事業者名（応募事業者とは別途、本事業の連絡等をコンサルタント等が担当する場合は、担当事業者名も併せて記載する。）及び代表者名
- (イ) 担当部署並びに担当者名及び役職（複数の場合は複数）
- (ウ) (ア)の所在地
- (エ) (ア)及び(イ)の連絡先（電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス）

イ モデル施設に関する事項

- (ア) 所在地
- (イ) 建物概要（規模、用途、形態、利用者等）※別記様式
- (ウ) 建物の一部分（棟、階、テナント等）に限って実施を希望する場合はその範囲
- (エ) 応募に至る背景等

ウ 採択時に公表可能な事項

エ 添付資料

設置を希望する建物の平面図（間取り、用途がわかるもの）

HP : <http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/kasaikeiho>

(2) 応募書類の提出方法について

提出書類は郵送により以下に提出してください。提出の際は、封筒等の表面に「高齢者や障がい者に適した火災警報装置調査検討事業応募書類在中」と朱記してください。なお、郵送先は総務省消防庁ではありませんので、ご注意ください。

<高齢者や障がい者に適した火災警報装置調査検討事業事務局>

【提出物】 1部 電子媒体（CD-R（DVD-Rも可）一式

【宛先】 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア 7階

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

（高齢者や障がい者に適した火災警報装置調査検討事業事務局担当）

(注1) FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注2) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

(注3) 一企業で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送（1郵送

につき1申請)をお願いします。なお、ご提出頂いたファイル等の返還を希望する場合は返信用封筒及び切手を同封してください。

(3) 応募書類の受付期間について

平成24年8月2日(木)～10月1日(月) 17時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けられません。応募状況に応じ、予算配分が可能な場合には追加公募を行います。

## 9 その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メール、ファックスにてお願いします。電子メール、ファックスの件名は「光警報装置効果検証事業公募問い合わせ」としてくださいますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

E-mail : [hikarikeihou@mizuho-ir.co.jp](mailto:hikarikeihou@mizuho-ir.co.jp)

TEL : 03-5281-5571

FAX : 03-5281-5443

※ 電話受付時間 10:00～12:00 及び13:00～17:00 (土日祝日除く)